

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い屋内施設でのイベント開催時の収容率制限が設けられるなど、実演芸術公演を主催する皆様にとって、集客公演を実施するのが困難な状況が続いています。本事業では、民間屋内施設を利用し、新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら、実演芸術※の公演実施を目指す主催者を支援するため、会場費の一部を助成します。

※実演芸術とは…実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能。

対象期間

令和2年9月1日(火)～令和3年3月31日(水)

対象者

上記期間内に、仙台市内の屋内施設(仙台市・宮城県施設を除く)を会場に  
実演芸術の公演を主催する個人または団体  
ただし、次に掲げる者を除く。①国、地方公共団体 ②暴力団等と関係を有している者

対象となる事業

下記要件を全て満たす事業

- 入場料を徴収して開催する実演芸術の公演であること。
- チラシまたはインターネット等で周知をし、広く市民に鑑賞機会を提供する事業であること。
- 施設の定める定員の50%以下の観客数で実施すること。
- 国、宮城県、仙台市が示すイベント開催に係る方針に従うこと。
- 内閣官房ウェブサイトに掲載された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」に即して実施すること。

助成額

公演会場となる施設の使用料の2分の1の額

※公演本番と連続するリハーサルや撤去のための使用料及び会場施設に附随する楽屋等の使用料も対象となります。  
※附帯設備使用料やスタッフ人件費は対象にはなりません。

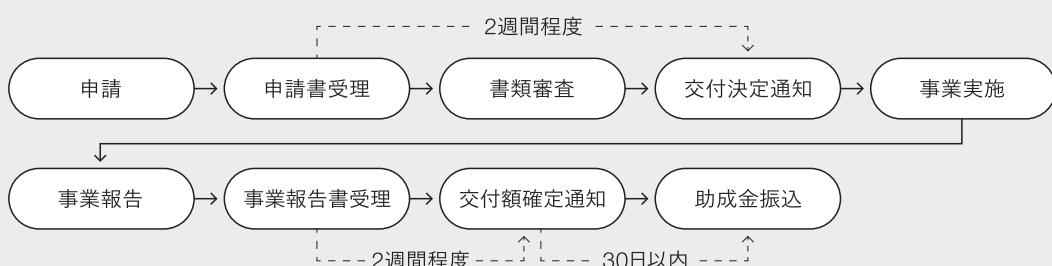


募集要項は  
こちらから

申請方法

公演開催前まで、事務局あてに助成申請書をEメールもしくは郵送で送付してください。  
必ず申請前に事務局ホームページ(右記QRコード)で募集要項をご確認ください。  
申請書式は同ホームページでダウンロードできます。

助成までの流れ



仙台市・宮城県の  
施設を利用する場合

仙台市・宮城県の施設を利用する場合は、本助成事業の対象になりません。ただし、ホール系施設などでは施設使用料の減免を実施している場合があります。詳細は各施設にお問い合わせください。

事務局・お問い合わせ先

実演芸術の公演会場費助成事務局(公益財団法人 仙台市市民文化事業団)

〒980-0811 仙台市青葉区一番町4-7-17 SS.仙台ビル3階

■ホームページ = <https://ssbj.jp/support/kaijyou/>

■Eメール = 申請書提出の場合>> shinsei@bunka.city.sendai.jp / お問い合わせの場合>> kaijyou@bunka.city.sendai.jp

■電話 = 022-226-7030 (平日9:00～12:00、13:00～17:00)